

公 示 日 : 2021 年 10 月 13 日(水)
調達管理番号 : 21a00682
国 名 : ニカラグア
担 当 部 署 : ニカラグア事務所
調 達 件 名 : ニカラグア国地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2
(モニタリング手法／モニタリングツール策定)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : モニタリング手法／モニタリングツール策定
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 12 月上旬から 2022 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.0、国内 0.3、合計 1.3
- (3) 業務日数 : 国内準備 3 日、現地業務 30 日、国内整理 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 11 月 4 日(木) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 11 月 17 日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	モニタリング手法／モニタリングツール開発にかかる各種業務
対象国／類似地域	ニカラグア／中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグアは、1998年に制定された地方自治体法を皮切りに、地方自治に係る制度基盤整備を進め、2012年には同法を改正し、貧困層に裨益する地方行政の実現に取り組んでいる。また、同国の国家人間開発計画においては、各地方自治体の人材能力強化、及び組織強化を通じた行政サービスの向上が優先課題として掲げられており、地方自治体には中長期的な視点をもった 1) 市長期開発計画（計画期間 10～15 年）、2) 市中期開発計画（Plan Municipal para Desarrollo Humano、以下 PMDH）（計画期間 4～5 年）の策定、またそれに基づく 3) 市年間事業投資計画（Plan de Inversión Anual、以下「PIA」という。）の策定が義務付けられ、その円滑な実施が求められている。

こうした地方自治体政策の推進を担うのが、地方自治復興庁（以下「INIFOM」という。）であり、INIFOM は、地方自治体が運営・監理する各種事業の実施に係る技術支援や促進、モニタリングの役割を担っている。しかし、INIFOM の地方自治体への支援能力は脆弱であり、同時に地方自治体による PMDH や PIA の策定・実施・モニタリング・評価等に係る経験も十分でなく、それらを実施するためのマニュアル類も限られており、円滑な事業実施支援が困難な状況にあった。

こうした状況において、地方自治体における持続可能な PMDH 策定の仕組みを導入するため、2015 年 1 月から 2017 年 1 月まで、技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクト」（以下「FOMUDEL 1」という。）が実施された。同プロジェクトでは 1) PMDH 策定手法・ガイド、2) PMDH 策定のための研修プログラム及び研修教材が作成され、パイロット 9 市に対し、PMDH 作成にかかる支援がなされた。INIFOM は同手法の効果を認め、全国の地方自治体へ拡大することとしたが、その普及には、地方自治体への研修や研修後のフォロー・進捗監理を担う INIFOM の運営指導能力・体制のさらなる強化が必要であった。また、地方自治体においては、策定された PMDH と年間事業予算計画である PIA との連動など、PMDH の効果的な運用方法、すなわち PMDH の目標達成のための効率的な予算編成やその進捗モニタリング・評価手法の構築が望まれていた。これら INIFOM 及び地方自治体が抱える課題に対応するために「PMDH の策定・実施・モニタリング・評価及びその結果の次期計画へのフィードバック」にかかる一連のサイクル（以下「PMDH 総合的マネジメント枠組み」という。）を確立させ、INIFOM 及び地方自治体のさらなる体制および能力の強化を進める必要があるとして、ニカラグア政府は我が国に支援を要請した。

この要請に基づき、「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2」（以下、「FOMUDEL2」という。）が、フェーズ 1 に引き続き INIFOM をカウンターパート機関（以下「C/P」という。）として 2018 年 1 月より開始。2023 年 1 月までの 5 年間の計画で実施中である。日本側投入のうち、2020 年 10 月を以て長期専門家（チーフアドバイザー／地方行政）の派遣が終了し、現在は長期専門家（自治体開発計画策定支援）1 名が派遣中である。今後 2023 年 1 月のプロジェクト終了に向けて、本件専門家（モニタリング手法／モニタリングツール）と同時期に、2 名の短期専門家（①チーフアドバイザー／地方行政、②策定地方行政／公共財政管理）が派遣される予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「PMDH 総合的マネジメント枠組み」の確立に向け、C/P 機関、プロジェクトパイロット市及び他の専門家と協力して、INIFOM に対して以下の事項を行う。

- 1) 地方自治体が運用する「PMDH 総合的マネジメント枠組み」の各ステップ（①「PMDH 策定」、②「PMDH と連動した PIA 策定」並びに③「PMDH モニタリング」）の実施状況に対する、INIFOM によるモニタリング手法及びツールの策定を支援する。
- 2) 同手法及びツール整備において必要があれば、INIFOM が運用する既存の

各種モニタリングツールとの連動や「PMDH 総合的マネジメント枠組み」の改善にかかる提言を行う。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021年12月下旬)

- ① 本プロジェクト、並びに中米・カリブ地域における類似案件に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
- ② 現地派遣に係る業務計画書（ワークプラン）（和文・西文）を作成し、JICAニカラグア事務所及びJICAガバナンス・平和構築部へ提出し、Web会議などを用いて説明する。

(2) 現地派遣期間 (2022年1月上旬～2月上旬)

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P及びJICAニカラグア事務所に対し現地業務に係る業務計画書（ワークプラン）について説明し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- ② プロジェクトチーム及びC/Pから、「PMDHモニタリング手法」のプロジェクト参加市における実施状況や既存のモニタリングツールの使用状況について説明を受け、改善に向けて方針を協議する。
- ③ ②の協議結果を踏まえて、「PMDHモニタリング手法」並びに同モニタリングツールの改善案を策定し、プロジェクトチーム及びC/Pに対して提案し、協議する。
- ④ プロジェクトチーム及びC/Pから、INIFOMが行っている、プロジェクト参加市における「PMDH総合的マネジメント枠組み」の実施状況のモニタリングについて、現状、課題及びツールなどについて説明を受け、モニタリング手法及びツール開発に向けて方針を協議する。
- ⑤ ④の協議結果を踏まえて、INIFOMによる市の「PMDH総合的マネジメント枠組み」実施状況のモニタリング手法案、並びにモニタリングツール案をプロジェクトチーム及びC/Pに提案・協議し、最終案をまとめる。
- ⑥ プロジェクトチーム及びC/Pと協議の上、本専門家の現地派遣期間終了後に、「PMDH総合的マネジメント枠組み」のINIFOMによるモニタリングの施行のため、プロジェクト及びC/Pがフォローすべき事項や活動内容について確認する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、以上の活動結果及び今後必要となるプロジェクトの活動を、現地業務結果報告書（和文、西文）に取りまとめ、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2022 年 2 月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) の JICA ニカラグア事務所及び JICA ガバナンス・平和構築部へ提出及び Web 会議の場において報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務計画書 (ワークプラン)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。電子データによる提出とする。

和文 2 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ニカラグア事務所に各一部提出。)

西文 2 部 (C/P 機関、JICA ニカラグア事務所に各一部提出。)

(2) 現地業務結果報告書

和文及び西文。提出部数は以下のとおり。電子データによる提出とする。

和文 2 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ニカラグア事務所に各一部提出。)

西文 2 部 (C/P 機関、JICA ニカラグア事務所に各一部提出。)

作成されたツール類を参考資料として添付し、C/P 機関への「PMDH 総合的マネジメント枠組み」のモニタリングに関する提言を含むこと。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 2 部)

2022 年 2 月 15 日(火)までに提出。現地派遣期間中及び国内作業 期間中の活動をまとめた専門家業務完了報告書(和文)を JICA ガバナンス・平和構築部及び JICA ニカラグア事務所に提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、「日本⇄マイアミ or メキシコシティ⇄マナグア」

を標準としますが、コロナ禍の現状、商用便の就航が不安定であるため、標準経路以外にもより合理的な経路があればその経路で見積もってください

さい。

- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7.業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月、国内人月、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

なお、ニカラグア政府は到着後の隔離期間を義務付けていませんので、隔離期間を考慮する必要はありません。

② 現地での業務体制

本業務専門家以外の FOMUDEL2 プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政（短期派遣専門家）
- ・ 自治体開発計画策定支援（長期派遣専門家）
- ・ 地方行政／公共財政管理（短期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舍手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市街地への移動を含む）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：INIFOM 内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構ガバナンス・平和構築部（gpgggg@jica.go.jp）にて配布します。
- ・ プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）
 - ・ プロジェクト活動実施計画（PO）
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則 (2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上